

株式会社オーネックス 検査業務等出張費規程

(趣旨)

第1条

この規定は株式会社オーネックス(以下「機関」という。)が実施する確認検査業務、住宅性能評価業務、その他の業務において事務所から出向き業務を行う費用(以下「出張費」という。)について必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条

出張費は、機関から最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合のものとして定める。

- 2 業務上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案して別に定めることができる。

(出張費)

第3条

出張費は、機関が経路等を勘案した区分に該当する別表欄の額とする。

- 2 一の検査業務について複数の検査業務に係る場合の前項の算定方法については、当該検査対象物件を一の検査業務とみなして適用する。
- 3 受検対象建築物等の建設地が2以上にわたる場合の第1項の適用は最も遠方の区分による出張費とする。
- 4 確認検査業務以外の出張費については、前項の出張費に消費税を加算したものとする。

(出張費の見直しと改定)

第4条

前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附則 この規程は平成27年8月3日より施行する。

検査業務等出張費

(別表)

	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
出張費加算無	全域	京都市 井手町 宇治市 宇治田原町 大山崎町 笠置町 亀岡市 木津川市 京田辺市 京丹波町 久御山町 城陽市 精華町 長岡京市 南丹市 南山城村 向日市 八幡市 和束町	大津市 草津市 湖南市 守山市 野洲市 栗東市	奈良市 生駒市 橿原市 大和郡山市 大和高田市	神戸市 芦屋市 尼崎市 伊丹市 猪名川町 川西市 三田市 宝塚市 西宮市 三木市	
	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
10,000円			愛荘町 近江八幡市 甲賀市 高島市 東近江市 日野町 竜王町	明日香村、安堵町 斑鳩町、王寺町 香芝市、葛城市 河合町、川西町 上牧町、広陵町 御所市、桜井市 三郷町、高取町 田原本町、天理市 平群町、三宅町	明石市 稲美町 小野市 加古川市 加西市 加東市 篠山市 丹波市 西脇市 播磨町	
	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
12,000円			甲良町 多賀町 豊郷町 長浜市 彦根市 米原市		相生市 赤穂市 太子町 高砂市 たつの市 姫路市	和歌山市

*但し、確認検査業務以外における単独検査については、課税させていただきます。